

令和 6 年 12 月
環 境 局

「市内全域での路上喫煙禁止」の実施について

1 改正条例の目的

たばこの煙火による不快感及び火傷等の被害並びに吸い殻の投げ捨ての原因となる路上喫煙の防止について、本市及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進すること

2 改正条例の施行期日

令和 7 年 1 月 27 日（月）（令和 6 年 11 月 21 日（木）に告示）

※令和 6 年度の公設置喫煙所の供用開始日が 1 月 20 日（月）となる予定であるため、供用開始直後の初期不良の対応等を考慮し、施行期日を供用開始 1 週間後の 1 月 27 日（月）とする。

3 「市内全域での路上喫煙禁止」の実施について

（1）対象エリア

道路、広場、公園その他の公共の場所といった道路等のうち

- ① 本市が管理する区域
- ② 管理について権原を有する者との合意に基づき、市長が指定する区域

（2）禁止の対象となるたばこの種類

紙巻きたばこ・加熱式たばこ

（健康増進法に準じて、電子たばこは対象外）

4 広報・周知にかかるスケジュールについて

- ・ 令和 6 年 11 月 21 日 大阪市公報により改正条例施行日の告示
環境局ホームページへの掲載
- ・ 令和 6 年 12 月～ ポスター等による周知（地域、商店会、各公共施設、連携企業等）
デジタルサイネージ等を活用した広報（大阪メトロ、JR、観光案内所等）
- ・ 令和 7 年 1 月 区広報紙（全市版）1 月号に記事掲載（予定）
- ・ 令和 7 年 1 月 27 日 市内全域での路上喫煙禁止の実施